

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和2年（2020年）1月24日付け山口生人第16号で行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和2年1月15日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「周防大島町での男児行方不明の捜索に係る検証の内容がよくわかる文書 ※県議会的一般質問の際の答弁に関連」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、以下の文書を特定した。

「特異行方不明児童捜索状況」9枚

「特異行方不明児童捜索状況」に添付された図面9枚

「幼児・児童の心理の検証」3枚

3 実施機関の処分

実施機関は、令和2年1月24日付けで、本件請求について本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年4月23日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

5 補正命令

実施機関は、審査請求について要件審査を行い、審査請求書の提出通数に不備があり、要件を具備していなかったことから、行政不服審査法第23条の規定に基づく補正命令を行った。

6 補正書の提出

審査請求人は、補正命令に対し指定期間内に補正を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「特異行方不明児童搜索状況」に添付された図面 9 枚の部分開示を求める。

2 審査請求の理由

(省略)

3 実施機関の理由説明に対する意見

(省略)

第4 実施機関の説明要旨

(省略)

1 本件公文書の内容及び性格について

(省略)

2 開示をしない部分及びその理由

(省略)

3 実施機関としての意見

(省略)

第5 審査会の判断

1 本件審査会での審議対象について

審査請求人は、審査請求書において、「特異行方不明児童搜索状況」に添付された図面 9 枚の部分開示を求めるとあることから、審査会での審議対象は本件処分における公文書のうち「特異行方不明児童搜索状況」に添付された図面 9 枚（以下「本件公文書」という。）とする。

2 本件公文書について

本件公文書は、実施機関の職員が職務上作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第 2 条第 2 項に規定する「公文書」に該当する。

また、インカメラ審理により、審査会が本件公文書の非開示部分を見分したところ、本件公文書は搜索範囲について表示した地図であり、「搜索に係る個人宅」及び「それ以外の周辺住宅、海域等の搜索範囲全体」が記載されていることを確認した。

3 条例第 11 条第 2 号について

条例第 11 条は、実施機関は、第 2 号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

また、条例第11条第2号に係る運用として、「氏名等を削除したとしても、公文書のそれ以外の情報から、又はそれ以外の情報と容易に取得し得る他の情報とを照合することにより、特定の個人が推測できるものについては、当該公文書のそれ以外の情報も開示しない」とされている。

4 条例第11条第2号該当性について

(1) 「搜索に係る個人宅」

本件公文書に記載されている内容のうち、「搜索に係る個人宅」の非開示の妥当性について検討する。

「搜索に係る個人宅」を非開示にしたことについては、審査請求書等の記載から当事者間で争いはないことは明らかであり、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る」ものであることから、条例第11条第2号に該当し、同号イ、ロ、ハ、ニいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(2) 「それ以外の周辺住宅、海域等の搜索範囲全体」

本件公文書に記載されている内容のうち、「それ以外の周辺住宅、海域等の搜索範囲全体」の非開示の妥当性について検討する。

実施機関は「特定の個人に関する情報のみを非開示としても公文書のそれ以外の情報から、またはそれ以外の情報と容易に取得し得る他の情報とを照合することにより、特定の個人の識別できるものについては、公文書のそれ以外も開示しないことになる」との運用を引用した上で、「当該個人の「近親者や関係者等」であれば保有している情報又は入手可能な情報は「容易に取得し得る他の情報」に含まれることが相当」であり、特定の個人が識別され得るため、当該公文書のそれ以外の情報について開示しないことができる情報であると判断したものである。」と主張している。

一方、審査請求人はこの主張に対して「近親者や関係者等であれば情報開示に頼らなくても別の方法で容易に情報を入手できると考えるのが合理的である」旨主張している。

この点について、本件の「男児行方不明の搜索」という事件性を鑑みると、「近親者や関係者等」であれば、「それ以外の周辺住宅、海域等の搜索範囲全体」と自己の保有情報を照合するまでもなく、「搜索に係る個人宅」の場所や、当該個人宅の人物が搜索に関わっていること等、本件公文書における「搜索に係る個人宅」から得られる情報を既に知っていることは容易に想像できる。つまり、「近親者や関

係者等」が特定個人を識別し得ることを理由に「それ以外の周辺住宅、海域等の搜索範囲全体」を非開示とした実施機関の主張は適切ではないと言わざるを得ない。

しかしながら、条例では何人にも開示請求を認めていることから、個人の権利利益保護を十分に図る必要があり、様々な照合可能性を考慮に入れた上で、開示非開示を判断する必要がある。

以上を踏まえて検討するに、開示済みの他の公文書から搜索地区は明らかとなっている。また搜索地区の個人宅が記載された地図（以下「市販の地図」という。）は、一般に市販されており、図書館等にも所蔵されていることから、容易に取得は可能である。

このため、「搜索に係る個人宅」を非開示にしつつ、「それ以外の周辺住宅、海域等の搜索範囲全体」を開示した場合、「近親者や関係者等」でなくても、「それ以外の周辺住宅、海域等の搜索範囲全体」と搜索地区の「市販の地図」とを照合することにより、特定の個人を識別し得ることとなる。事実、審査会において調査したところ、「搜索に係る個人宅」に関係する特定の個人の識別は可能であった。

したがって、「それ以外の周辺住宅、海域等の搜索範囲全体」は、容易に取得し得る他の情報とを照合することにより、特定の個人が識別できるものであることから、条例第11条第2号に該当し、同号イ、ロ、ハ、ニいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

5 結論

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別表1のとおり

別表 1

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和 2 年 7 月 8 日	実施機関から諮問を受けた。
令和 3 年 7 月 20 日	事案の審議を行った。
令和 4 年 5 月 20 日	事案の審議を行った。
令和 4 年 7 月 21 日	事案の審議を行った。
令和 4 年 9 月 22 日	事案の審議を行った。
令和 4 年 11 月 29 日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	
沖 本 浩	弁護士	会長
高 松 恵 子	司法書士	会長職務代理者
水 谷 芳 昭	公認会計士	

(令和3年9月30日まで)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和4年11月29日現在)